## 東北圏広域地方計画策定に関する有識者懇談会規約(案)

(名称)

第1条 本懇談会は、東北圏広域地方計画策定に関する有識者懇談会(以下「懇談会」という。)と称する。

(目的)

第2条 懇談会は、国土形成計画法(昭和25年法律第205号)(以下「法」という。) 第9条第1項に基づいて定められた東北圏広域地方計画(以下「本計画」という。)を 策定するにあたり、法第10条第5項に基づき、学識経験を有する者から意見を聴くた めに設置する。

## (構成)

- 第3条 懇談会は、東北圏広域地方計画推進室(以下「推進室」という。)から委嘱された別表に掲げる学識経験を有する者(以下「委員」という。)をもって、構成する。
- 2 次条に規定する座長が意見を聴くために必要と認めた場合には、委員以外の者を招聘 することができる。
- 3 委員は非常勤とし、その任期は、東北圏広域地方計画協議会において本計画が策定された日の属する年度末までとする。

(座長)

- 第4条 懇談会に座長及び副座長を置く。
- 2 座長は、委員の互選により、選任する。
- 3 座長は、懇談会の議長を務め、議事を整理する。
- 4 座長は、副座長を指名する。
- 5 副座長は、座長が懇談会に出席できない場合には、その職務を代理する。

(議事の公開)

- 第5条 懇談会は、原則、公開とする。ただし、公開することが適切でないと懇談会が認める場合には、非公開とする。
- 2 懇談会終了後、速やかに議事要旨を作成し、発言者氏名を除き、会議資料とともに、 原則、公開する。ただし、公開することが適切でないと懇談会が認める場合には、非公 開とする。

(庶務)

第6条 懇談会の庶務は、推進室において処理する。

(雑則)

第7条 この規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この規約は、令和4年 月 日から施行する。

石井 重成 青森大学 社会学部 准教授

今村 文彦 東北大学 災害科学国際研究所 所長

姥浦 道生 東北大学 大学院工学研究科 教授

小笠原 敏記 岩手大学 理工学部 教授

鎌田 真理子 医療創生大学 心理学部 教授

竹下 香織 オルウィーヴ合同会社 代表社員

舘田 あゆみ 東北大学 情報知能システム研究センター 特任教授

田中 麻衣子 株式会社キャリアクリエイト ヤマガタ未来ラボ編集長

中出 文平 長岡技術科学大学 名誉教授

浜岡 秀勝 秋田大学 理工学部 教授

三浦 秀一 東北芸術工科大学 デザイン工学部 教授

宮原 育子 宮城学院女子大学 現代ビジネス学部 教授

若菜 千穂 特定非営利活動法人いわて地域づくり支援センター 常務理事

渡辺 理絵 山形大学農学部 准教授